



岐阜市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 9 月 29 日

岐 阜 市 長 柴 橋 正 直

岐阜市条例第 33 号

岐阜市税条例の一部を改正する条例

岐阜市税条例（昭和25年岐阜市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）を加える。

改正後	改正前
附 則 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第5条の4 第35条の6の規定の適用を受ける 市民税の所得割の納税義務者が、法第314 条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる 場合に該当する場合又は第35条の3第2項 に規定する課税総所得金額、課税退職所 得金額及び課税山林所得金額を有しない 場合であって、当該納税義務者の前年中 の所得について、附則第17条の3第1項、 附則第17条の4第1項、附則第18条第1項、 附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、 附則第19条の2の2第1項、 <u>附則第19条の2 の3第1項又は附則第19条の3第1項の規定</u> の適用を受けるときは、第35条の6第2項 に規定する特例控除額は、同項の規定に かかわらず、法附則第5条の5第2項（法附 則第5条の6第3項又は第4項の規定により 読み替えて適用される場合を含む。）に 定めるところにより計算した金額とす る。	附 則 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第5条の4 第35条の6の規定の適用を受ける 市民税の所得割の納税義務者が、法第314 条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる 場合に該当する場合又は第35条の3第2項 に規定する課税総所得金額、課税退職所 得金額及び課税山林所得金額を有しない 場合であって、当該納税義務者の前年中 の所得について、附則第17条の3第1項、 附則第17条の4第1項、附則第18条第1項、 附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、 附則第19条の2の2第1項又は附則第19条の 3第1項の規定の適用を受けるときは、第 35条の6第2項に規定する特例控除額は、 同項の規定にかかわらず、法附則第5条の 5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項 の規定により読み替えて適用される場合 を含む。）に定めるところにより計算し た金額とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2の2 (略)

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第34条第1項及び第2項並びに第35条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第35条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とある

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2の2 (略)

のは「所得割の額及び附則第19条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第36条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第3条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の岐阜市税条例（以下「新条例」という。）附則第5条の4の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第19条の2の3の規定は、施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。